

令和5年度中堅教諭等資質向上研修実施計画に係る事前説明会 質疑応答

Q1 校内研修における課題研究と必須の「校内服務規律」と「事務処理、会計処理等」の関係性について教えてほしい。

Q2 P8の研修計画(3)校内研修「ロ 課題研究」について、事務処理で必須とするのは、会計担当などの校務を担うということか、あわせて具体的な内容も教えてほしい。

⇒ Q1, Q2について、まとめて回答します。

「校内服務規程」「事務処理、会計処理等」の2つの内容は、課題研究の日数(4日以上)に含めてください。課題研究の各自のテーマと必ずしも関係性を持たせる必要はありません。「事務処理、会計処理等」については、現在、会計等の担当をしていなくとも、いずれ必要となる業務です。中堅研のために受講年度内に校務で会計担当などの役割を必ず持つ必要はありません。管理職の先生や事務室の先生から講義等のご指導をいただき、中堅教諭として学校を支える力の伸長を図ってください。

Q3 総合教育センターの研修予定(教職員研修計画の配布)はいつ頃か。

⇒ 2月中には各校に届くように配布しています。届いていない場合は、総合教育センターまで連絡ください。(企画推進班 TEL 784-3548)

Q4 令和5年度版の「研修計画立案のための評価票」(様式1)等はどこからダウンロードすればよいか。

⇒ 実施計画(幼稚園 P14, 小・中学校 P15, 県立学校 P16)の二次元コードまたは総合教育センターホームページの「様式ダウンロード」からダウンロードすることができます。令和5年3月1日(水)からダウンロード可能となります。

Q5 基本研修1のオンデマンド配信の視聴時間の目安はどのくらいか。

⇒ 総合教育センターの研修は、1日の研修の目安を5時間程度としています。オンデマンド研修もそれに合わせて計画しています。

Q6 体験研修については、完全にゼロの状態から自分で体験先を探すのか。また、受け入れ先一覧や過去の受入実績等の一覧が提示されることはないのか。

Q7 選択研修の専門研修の内容に記載されている、「一覧表」はどこで見られるのか。

⇒ Q6, Q7について、まとめて回答します。

基本的には、自己開拓となります。異校種体験研修で県立高校、県立特別支援学校を希望する場合のみ、受け入れ先一覧から選択することになります。企業体験研修については、参考として「令和4年度受入承諾企業等」を提示します。総合教育センターのホームページに3月中に掲載します。

Q 8 選択研修のうち、専門研修と体験研修の両方を受ける必要があるか。

⇒ 片方だけでも、両方を組み合わせても選択できます。実施計画 P10（幼稚園は P9）を参照してください。

Q 9 自校の公開研究会での授業提供、授業参観は、選択研修の該当になるのか。

⇒ 該当にはなりません。校内研修テーマは、「評価票」作成の過程を通して明らかにした研修教員の適性、課題等に基づいて校長先生の指導の下に設定されるものであり、研修計画と一体となっています。公開研究は共同で行う研究テーマであることから、そもそものねらいが異なります。自己評価と校長評価に基づいた評価票から導き出される研修テーマ及び研修計画の設定をお願いします。

Q10 現在、次長職によりクラスを担当していないのだが、園内研修において保育実践は必要なのか。

Q11 現在、教務主任をしており、教科指導は行っていない。もし次年度も教務主任を任せられ教科指導を担当することがなかった場合、校内研修において公開授業及び事後検討会は必須なのかどうか。

⇒ Q10、Q11 についてまとめて回答します。

人事異動等により今後授業を行うことも考えられるため、現在、クラスを担当していない、教科指導を行っていない場合でも、保育実践や公開授業及び事後検討会を行ってください。実施計画 P8（3）校内研修のイ（幼稚園は実施計画 P7（3）園内研修のイを参照）に記載してあるとおり、実施してください。

Q12 選択研修の変更願を提出して認められた場合には、研修報告の元の研修名は削除し、新たに変更した内容を記載するという理解であっているか。

⇒ そのとおりです。研修計画書は、教育長、所属長の公印を押されて提出されたものですから、原則として勝手に変更することはできません。ただし、相談の上、変更が認められ、変更願を提出した場合には、変更後の内容を記載することになります。

Q13 選択研修のところで「必ず連絡をする」という説明があったが、何をどこに連絡するのか。

⇒ 実施計画 P12、13（幼稚園は P11）をご覧ください。

【選択研修計画】I 専門研修 7「その他」では、専門研修 N01～6 以外で校長先生が適当と判断した場合には、研修を行うことができます。その際には、総合教育センターに連絡を入れてください。

また、選択研修の変更については、Q12 でも説明したとおり、原則として変更はできません。やむを得ない事情で選択研修の変更が必要なとき（例：研修会が中止になった場合など）には、総合教育センターに連絡を入れてください。実施計画（幼稚園 P14、小・中学校 P15、県立学校 P16）の※を参照してください。

Q14 社会教育主事講習の受講は、選択研修の代替になるか。

Q15 選択研修の代替について、令和4年度までに経験したものが対象という話だったが、経験した代替の研修等は数年前のものでも対象となるのか。

Q16 選択研修の代替に、センター主催研修の講師とあるが、令和4年度に1回行い、令和5年度にもセンターの講師を依頼された場合、2回（2日分）とカウントしてよいか。

Q17 総合教育センター長期研修実践力向上研修は、選択研修の代替になるか。

⇒ Q14～17について、まとめて回答します。

選択研修の一部を代替することができるのは、実施計画で示している研修いずれかの経験者としています。令和4年度までに経験した（受講済み）ものと捉えてください。社会教育主事研修についても、その他として該当となり得ますが、経験＝代替可能というわけではなく、あくまでも校（園）長先生が研修教員について中堅教諭としての力量を備えていると判断した場合に代替申請となることをご理解ください。「代替対象者申請書」の提出の前には、必ず総合教育センターまでお問い合わせください。

Q18 親展として、封書にて提出すべきはどの段階か。また、②でふさわしい宛名はどちらか。

①学校→市教委（宛名 市町村教育委員会教育長宛）

②市教委→事務所（宛名 教育事務所長宛 or 総合教育センター所長宛）

⇒ 研修教員の評価が含まれているため、学校、市町村教育委員会、教育事務所全てが「親展扱い」での提出となります。市町村教育委員会は、教育事務所長宛て（県立学校及び教育事務所は総合教育センター所長宛て）に「親展扱い」で提出ください。

なお、封書の表に「中堅研 担当者扱い」と必ず記載してください。

Q19 提出資料をウェブメールで送付する場合、添書は必要か。

⇒ 添書は必要ありません。メールに研修会名や提出書類名が分かるような件名、文言を入れて送付してください。

Q20 今回の説明の内容をもう一度見て、確認することはできないか。

⇒ 通信等の不具合により、再度説明を確認したい場合は、総合教育センター中堅研担当までご連絡ください。

以上、質疑に関するの応答を、簡略に示しています。さらにご不明な点がございましたら、総合教育センター教職研修班までお問い合わせください。

教職研修班（中堅研担当）：022-784-3558